

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、3月21日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字平松字東原地内にある畑1筆、面積671㎡でございます。農地の現況は耕うん管理されており、耕作可能な状況です。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではサツマイモ、ジャガイモ、ダイコンなどの露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については車で約15分ですので、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、飯能市在住でサービス業を営んでおります。このたび、農業経営を拡大したく申請するものでございます。</p> <p>譲受人の農作業の経験については、2年の経験があります。</p>

なお、譲受人からはサツマイモ、ジャガイモ、ダイコンなどの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、自宅から車で15分以内の場所ですので問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和8年3月5日、同日農業委員会受付となっております。次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、管理機2台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました綿貫由美子委員、何かございますか。

7番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか

推8番

農地の売買金額を教えてください。

事務局

総額50万円です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

5番

今回の申請人は、将来の地域農業の担い手となりうる方でしょうか。

事務局

現時点では兼業ではありますが、担い手として期待していきたいと考えております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長	<p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、3月17日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上畑字西畑地内にある畑1筆、面積83㎡でございます。 農地の現況は、農地として是正され、現在は保全管理されております。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段無いと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。 申請申請人は、現在の住所地である宅地と建物を平成31年に相続し、令和2年に現住所に転居し生活しております。 このたび申請人が申請地に係る土地の調査をしていたところ、物干し場</p>

と住宅の北東側にある駐車スペースまでの通路が農地となっていることが発覚しましたことから、速やかに是正をしました。

しかし、生活に不便が生じていること、また、現在生活をしている住宅は接道が2mに満たず、建築基準法に適合した建物ではないため、合わせて是正をするため、申請地を宅地拡張したく、今回農地法第4条による申請をするものです。

申請年月日は令和8年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、資金調達計画として、材料費に対し、全額自己資金にて対応することの関係書類等の確認をしております。

なお、土地造成費は自主施工のため、発生しないことを合わせて確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました萩野谷利男委員、何かございますか。

2番

特にありません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員の須田重雄推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推6番	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、3月19日に大河原佐智子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字大河原字別所平地内にある畑2筆、面積327㎡でございます。</p> <p>農地の現況は、保全管理されております。</p> <p>また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段無いと考えられます。</p> <p>以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については須田重雄推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、申請人の実家に両親と妻と子どもの5人で居住をしてお</p>

ります。

しかしながら、子どもたちの成長とともに現在居住している実家が手狭になっていることから、市街化区域・市街化調整区域の他の地目も含め、土地を探し始めました。

条件としては、子育てを親に協力してもらうため、申請人の実家から500m程度であること、また、敷地面積が300㎡以上でしたが、実際に探してみたところ、土地がなかなか見つかりませんでした。

そこで、申請人の父親に相談したところ、今回の申請農地である実家の隣接地を紹介されました。

こちらの場所であれば、実家からの距離の近さを始め、敷地面積が300㎡以上あるなどの条件を満たし、また、勤務先まで約30分の自動車通勤が可能であることから、当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和8年3月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、資金調達計画として、造成費、建築費、その他に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

議長

他に無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。

地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、3月17日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字西畑地内にある畑2筆、面積560㎡でございます。

農地の現況は、保全管理されております。

また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段無いと考えられます。

以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

申請人は現在、大字岩沢地内の賃貸住宅で居住をしております。

申請人は夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の居住地付近から希望する土地がないか探しましたが、居住地付近では条件に合う土地が見つからず、さらに選定範囲を広げて探していたところ飯能住まい制度を知りました。

本申請地であれば、希望している家庭菜園ができること、また、勤務先である青梅市への通勤がより便利になること、そして、近隣にスーパーや診療所、公民館など利便性の高さがあることから、本申請地について制度を活用して申請するものです。

飯能住まい制度としては、81件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和8年3月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、資金調達計画として、土地購入費、建築に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

他に無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。

議長

議長

事務局長	<p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。</p> <p>借受人は、「伝統野菜」や「固定種の種子」を専門に扱う種苗店で、昭和4年設立されました。90年以上にわたり固定種の伝統を守り、地方野菜を紹介することで、日本の食文化の復活を目指しています。本社は埼玉県飯能市大字小瀬戸にあります。</p> <p>以前は、現在の代表社員でもある方が、利用権の設定を行っていましたが、令和6年に合同会社化するにあたり、今まで借りていた土地所有者から、新たに農地を借り、営農拡大を図ります。</p> <p>今回の設定は、農地中間管理事業により、新たに農地を設定し営農開始するものです。</p> <p>このような実績からも借受け希望者への農地の貸付は適切であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから審議に入らせていただきます。</p> <p>何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
2番	<p>農地の貸借について、申請によって、使用貸借や賃貸借、また、金額が異なるが、何か取り決めがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>取り決めがあるのではなく、貸渡人と借受人が双方で決めることから、違いがあるものです。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和8年3月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>